

小松加賀環境衛生事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則

平成12年3月31日
規則第1号

改正 平成18年5月9日規則第1号

(趣旨)

第1条 小松加賀環境衛生事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年条例第1号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めがあるもののほか、この規則に定めるところによる。

(特殊勤務手当の額)

第2条 条例の規定による特殊勤務手当の支給基準及び支給額は、別表のとおりとする。

(特殊勤務手当実績簿)

第3条 特殊勤務手当中、月額以外をもって支給すべき勤務に服する者の所属長は、特殊勤務手当実績簿（様式第1号）を備え、必要な事項を記入しなければならない。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年6月1日から平成19年3月31日までの間は、この規則による改正後の小松加賀環境衛生事務組合職員の特殊勤務手当に関する施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表中「800円」とあるのは「1,100円」と読み替える。

3 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は、改正後の規則別表中「800円」とあるのは「900円」と読み替える。

別表（第2条関係）

区 分	種 類 及 び 基 準	金 額
清掃業務に従事	小松加賀環境衛生事務組合衛生センターの機器操作及び保守点検業務に従事する職員 勤務1日につき ただし、勤務に従事する時間がその日の正規の勤務時間の2分の1以下の場合は半額とする。	800円

